

令和 6 年度

全体実施設計

天竜川下流二期地区幹線水路等耐震化対策補足検討業務

特別仕様書
(当初)

関東農政局 西関東土地改良調査管理事務所

項 目	内 容						
第1章 総 則 (適用範囲) 第1-1 条	天竜川下流二期地区幹線水路等耐震化対策補足検討業務の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。						
(目 的) 第1-2 条	本業務は、国営天竜川下流農業水利事業 (S42～59) により造成された農業水利施設の施設整備計画の決定に資するために、過年度の耐震化対策の補足検討を行うものである。						
(場 所) 第1-3 条	本業務位置は、静岡県浜松市地内他 1 市で別添施行位置図に示すとおりである。						
(履行確実性評価の達成状況の確認) 第1-4 条	本業務の受注にあたり、予算決算及び会計令 (以下、「予決令」という。) 第 85 条の基準に基づく価格 (以下、「調査基準価格」という。) を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。 なお、業務完了検査時まで提出されない場合には、以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。 ① 審査項目 a)～c)において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合 ② 審査項目 d)において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合 ③ その他、業務計画書等示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合 ④ 業務成果品のミス、不備 等						
(一般事項) 第1-5 条	業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。 (1) 作業実施の順序・方法等は、監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。 (2) 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有した者とする。 (3) 受注者は、常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求められたときは、速やかにこれに応じるものとする。						
(管理技術者) 第1-6 条	(1) 管理技術者は、共通仕様書第 1-6 条第 3 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する部門は次のとおりである。 <table><tr><th>資 格</th><th>技術部門</th><th>選択科目</th></tr><tr><td>技術士</td><td>総合技術監理</td><td>農業－農業土木 農業－農業農村工学</td></tr></table>	資 格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学
資 格	技術部門	選択科目					
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学					

項 目	内 容		
(担当技術者) 第 1-7 条		農業	農業土木、農業農村工学
	博士	業務に該当する部門	
	シビルコンサルティング マネージャー(RCCM)	農業土木	
	(2) 予算決算及び会計令第 85 条の基準に基づく価格（以下、「調査基準価格」という。）を下回る価格で契約した場合においては、管理技術者は屋外で行う調査の実施に際して現場に常駐するとともに、作業日毎に業務の内容を監督職員に報告しなければならない。		
	なお、管理技術者が現場での常駐場所を定めた場合、あるいは変更した場合は監督職員に報告することとする。		
	担当技術者は、共通仕様書第 1-8 条によるものとする。		
	(配置技術者の確認) 第 1-8 条		
	共通仕様書第 1-11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1-12 条に基づく技術者情報の登録あたっては、次によるものとする。		
	(1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。		
	(2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承認を得るものとする。		
(保険加入) 第 1-9 条	受注者は、共通仕様書第 1-37 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員から請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。		
第 2 章 作業条件 (適用する図書) 第 2-1 条	設計の基本的事項に関しては、下記の図書の最新の改訂版を優先して適用する。他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を受けるものとする。		
	名 称	発行所	
	土地改良事業計画設計基準 設計「水路トンネル」	(公社) 農業農村工学会	
	土地改良事業計画設計基準 設計「水路工」	(公社) 農業農村工学会	
	土地改良事業計画設計基準 設計「パイプライン」	(公社) 農業農村工学会	
	土地改良事業計画設計基準 設計「ポンプ場」	(公社) 農業農村工学会	
	土地改良事業計画設計基準 設計「頭首工」	(公社) 農業農村工学会	
	土地改良事業設計指針 耐震設計	農村振興局	
	水道施設耐震工法指針・解説	(社) 日本水道協会	

項 目	内 容																								
(設計条件) 第2-2条	設計作業における設計条件は、次のとおりである。 耐震性能照査を行うにあたっては、下記に示す重要度区分により行うものとする。 【本業務で使用する設計地震動の耐震指標値】 レベル1地震動：土地改良事業設計指針 耐震設計による レベル2地震動：東海・東南海・南海連動型地震(3連動地震) 【対象施設と重要度】 (水路施設) ・左岸導水路(共有施設)(暗渠又はサイホン)：L=1.9km、重要度区分A種 ・右岸導水路(共有施設)(暗渠又はサイホン)：L=0.8km、重要度区分A種 ・寺谷幹線水路(共有施設)(暗渠又はサイホン)：L=1.0km、重要度区分A種 ※各水路のうち重要度区分A種の区間で耐震性能照査を実施し、耐震化対策区間を決定する。 【土質条件】 前歴事業、近傍土質調査情報を收集整理の上で照査箇所の土質を想定する。 土質条件不明な場合は、協議対象とする。 【過年度業務における耐震性能照査状況と本業務の照査対象】 過年度業務における、各施設の耐震性能照査の実施状況は以下のとおり。 また、レベル2地震動については、過年度業務で使用した設計地震動と本業務で使用する設計地震動が異なるため、再照査が必要である。 <table><tr><th>施設名</th><th>構造</th><th>重要度</th><th>レベル1</th><th>レベル2</th><th>建屋耐震照査</th></tr><tr><td>左岸導水路 (共用施設)</td><td>暗渠又は サイホン</td><td>A</td><td>済</td><td>再</td><td>－</td></tr><tr><td>右岸導水路 (共用施設)</td><td>暗渠又は サイホン</td><td>A</td><td>済</td><td>再</td><td>－</td></tr><tr><td>寺谷幹線水路 (共用施設)</td><td>暗渠又は サイホン</td><td>A</td><td>済</td><td>再</td><td>－</td></tr></table> 【契約対象】 再：過年度業務で耐震性能照査を実施したが、その際に使用した設計地震動が、本年度業務で使用する設計地震動と異なるため、再照査が必要。契約対象。 【契約対象外】 済：耐震性能照査済のため、照査不要。契約対象外。 －：対象外のため、照査不要。契約対象外。 ※過年度業務の耐震性能照査時使用した設計地震動、建屋の耐震指標値 レベル1地震動：土地改良事業設計指針 耐震設計による レベル2地震動：土地改良事業設計指針 耐震設計による	施設名	構造	重要度	レベル1	レベル2	建屋耐震照査	左岸導水路 (共用施設)	暗渠又は サイホン	A	済	再	－	右岸導水路 (共用施設)	暗渠又は サイホン	A	済	再	－	寺谷幹線水路 (共用施設)	暗渠又は サイホン	A	済	再	－
施設名	構造	重要度	レベル1	レベル2	建屋耐震照査																				
左岸導水路 (共用施設)	暗渠又は サイホン	A	済	再	－																				
右岸導水路 (共用施設)	暗渠又は サイホン	A	済	再	－																				
寺谷幹線水路 (共用施設)	暗渠又は サイホン	A	済	再	－																				

項 目	内 容																																										
(貸与資料) 第2-3条	貸与資料は、次のとおりである。 <table><tr><th>資 料 名</th><th>数量</th><th>備考</th></tr><tr><td>国営造成水利施設保全対策指導事業 天竜川下流地区その3業務</td><td>1式</td><td>H20</td></tr><tr><td>国営施設応急対策事業 天竜川下流地区耐震検討業務</td><td>1式</td><td>H25</td></tr><tr><td>国営施設応急対策事業 天竜川下流地区耐震検討その他業務</td><td>1式</td><td>H25</td></tr><tr><td>国営施設応急対策事業 天竜川下流地区耐震検討とりまとめ業務</td><td>1式</td><td>H26</td></tr><tr><td>地域整備方向検討調査 天竜川下流地区施設整備計画策定業務</td><td>1式</td><td>H27</td></tr><tr><td>国営土地改良事業地区調査 天竜川下流二期地区施設計画検討その他業務</td><td>1式</td><td>H28</td></tr><tr><td>国営土地改良事業地区調査 天竜川下流二期地区大規模地震対策検討委託事業</td><td>1式</td><td>H28</td></tr><tr><td>国営土地改良事業地区調査 天竜川下流二期地区事業計画検討その他業務</td><td>1式</td><td>H29</td></tr><tr><td>国営土地改良事業地区調査 天竜川下流二期地区大規模地震対策検討委託事業</td><td>1式</td><td>H29</td></tr><tr><td>国営土地改良事業地区調査 天竜川下流二期地区導水幹線水路地質調査業務</td><td>1式</td><td>R 2</td></tr><tr><td>国営土地改良事業地区調査 天竜川下流二期地区導水幹線水路耐震対策検討その他業務</td><td>1式</td><td>R 3</td></tr><tr><td>国営土地改良事業地区調査 天竜川下流二期地区水路橋耐震対策検討業務</td><td>1式</td><td>R 4</td></tr><tr><td>国営土地改良事業地区調査 天竜川下流二期地区導水路耐震性能照査その他業務</td><td>1式</td><td>R 5</td></tr></table> また、上記以外に必要な資料がある場合は監督職員と協議するものとする。	資 料 名	数量	備考	国営造成水利施設保全対策指導事業 天竜川下流地区その3業務	1式	H20	国営施設応急対策事業 天竜川下流地区耐震検討業務	1式	H25	国営施設応急対策事業 天竜川下流地区耐震検討その他業務	1式	H25	国営施設応急対策事業 天竜川下流地区耐震検討とりまとめ業務	1式	H26	地域整備方向検討調査 天竜川下流地区施設整備計画策定業務	1式	H27	国営土地改良事業地区調査 天竜川下流二期地区施設計画検討その他業務	1式	H28	国営土地改良事業地区調査 天竜川下流二期地区大規模地震対策検討委託事業	1式	H28	国営土地改良事業地区調査 天竜川下流二期地区事業計画検討その他業務	1式	H29	国営土地改良事業地区調査 天竜川下流二期地区大規模地震対策検討委託事業	1式	H29	国営土地改良事業地区調査 天竜川下流二期地区導水幹線水路地質調査業務	1式	R 2	国営土地改良事業地区調査 天竜川下流二期地区導水幹線水路耐震対策検討その他業務	1式	R 3	国営土地改良事業地区調査 天竜川下流二期地区水路橋耐震対策検討業務	1式	R 4	国営土地改良事業地区調査 天竜川下流二期地区導水路耐震性能照査その他業務	1式	R 5
資 料 名	数量	備考																																									
国営造成水利施設保全対策指導事業 天竜川下流地区その3業務	1式	H20																																									
国営施設応急対策事業 天竜川下流地区耐震検討業務	1式	H25																																									
国営施設応急対策事業 天竜川下流地区耐震検討その他業務	1式	H25																																									
国営施設応急対策事業 天竜川下流地区耐震検討とりまとめ業務	1式	H26																																									
地域整備方向検討調査 天竜川下流地区施設整備計画策定業務	1式	H27																																									
国営土地改良事業地区調査 天竜川下流二期地区施設計画検討その他業務	1式	H28																																									
国営土地改良事業地区調査 天竜川下流二期地区大規模地震対策検討委託事業	1式	H28																																									
国営土地改良事業地区調査 天竜川下流二期地区事業計画検討その他業務	1式	H29																																									
国営土地改良事業地区調査 天竜川下流二期地区大規模地震対策検討委託事業	1式	H29																																									
国営土地改良事業地区調査 天竜川下流二期地区導水幹線水路地質調査業務	1式	R 2																																									
国営土地改良事業地区調査 天竜川下流二期地区導水幹線水路耐震対策検討その他業務	1式	R 3																																									
国営土地改良事業地区調査 天竜川下流二期地区水路橋耐震対策検討業務	1式	R 4																																									
国営土地改良事業地区調査 天竜川下流二期地区導水路耐震性能照査その他業務	1式	R 5																																									
(貸与資料の取扱い) 第2-4条	第2-3条に示す貸与資料の取扱いは、次のとおりとする。 (1) 貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。 (2) 設計作業時点の最新版を用い設計作業中に改訂された場合には、監督職員と協議するものとする。 (3) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。																																										
(関連業務) 第2-5条	本業務と関連する他業務は次のとおりであり、監督職員及び関連業務の管理技術者と連帯を密にして、互いに協調の図られた設計としなければならない。また、本業務の成果品は、下記関連業務の更新に使用するため、令和6年9月末までに成果品(暫定版)を提出すること。 <table><tr><th>業務名</th><th>業務実施期間</th></tr><tr><td>全体実施設計天竜川下流二期地区 事業計画補足検討業務</td><td>令和6年4月～令和7年3月</td></tr></table>	業務名	業務実施期間	全体実施設計天竜川下流二期地区 事業計画補足検討業務	令和6年4月～令和7年3月																																						
業務名	業務実施期間																																										
全体実施設計天竜川下流二期地区 事業計画補足検討業務	令和6年4月～令和7年3月																																										

項 目	内 容
第3章 作業内容 (作業項目及び数量) 第3-1条	本業務における作業項目及び数量は、別紙1、2、3の作業項目内訳表に示すものとする。
(設計作業の留意点) 第3-2条	設計作業の実施にあたって、特に留意する点は次のとおりとする。 (1) 設計に当たっては、造成される施設が必要な機能及び安全で所要の耐久性を有するとともに維持管理、施工性及び経済性について考慮しなければならない。 (2) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。 (3) 第2-1条、第2-3条及び共通仕様書に示す貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。 (4) 施工上特に注意する点を特記する必要がある場合には、設計図面に記入するものとする。
(業務写真における黑板情報の電子化) 第3-3条	黑板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黑板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黑板情報の電子化を行うことができる。黑板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の1から4によりこれを実施するものとする。 1 使用する機器・ソフトウェア 受注者は、黑板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」（URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」）に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。 2 機器等の導入 (1) 黑板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。 (2) 受注者は、黑板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。 3 黑板情報の電子的記入に関する取扱い (1) 受注者は、1の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黑板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。 (2) 本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。なお、上記（1）に示す黑板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。 (3) 黑板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黑板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。 4 写真の納品 受注者は、3に示す黑板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。なお、受注者は納品時にURL(http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html)のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黑板情報を電子化した写真の信

項 目	内 容
第6章 契約変更 (契約変更) 第6-1 条	業務請負契約書第 17 条から第 20 条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。 (1) 第 2-2 条に示す「作業条件」に変更が生じた場合 (2) 第 2-3 条に示す「対象施設」に変更が生じた場合 (3) 第 3-1 条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合 (4) 第 5-1 条に示す「打合せ」に変更が生じた場合 (5) 第 6-1 条に示す「成果物」に変更が生じた場合 (6) 履行期間に変更が生じた場合 (7) 関係機関等対外的協議により業務計画に変更が生じた場合 (8) 耐震性能照査の条件整理のために地質調査の追加が必要となった場合 (9) その他
第7章 定めなき事項 (定めなき事項) 第7-1 条	この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

【設計作業項目内訳表】

別紙1

作 業 項 目	作 業 内 容	数 量
1.現地調査及び資料の検討 1-1. 現地調査	耐震化対策の検討に必要な調査を行う。	1式
1-2. 資料の検討	耐震化対策の検討のための資料収集及び貸与資料の内容を把握する。	1式
2.耐震化対策の検討・精査	幹線水路の地中構造物区間(暗渠又はサイホン)の重要度区分A種の区間において、過年度照査結果を参考に、土質、土被り、荷重等の条件を整理し、耐震化対策区間の検討に適した代表的な断面を検討する。 また、代表的な断面において、耐震性能照査を行い、耐震化対策区間を検討・精査する。 なお、対象とする施設は以下のとおりであり、詳細は別紙2, 3のとおりである。 ・左岸導水路(共用施設) ・右岸導水路(共用施設) ・寺谷幹線水路(共用施設)	1式
3.対策工法及び対策費用の検討・精査	上記2の検討結果を踏まえて、対策工法及び仮設含む対策費用を検討・精査する。(基本的に過年度に整理した工法により対策することを想定している。)	1式
4. 点検取りまとめ	各作業項目の成果物の点検、取りまとめ及び報告書の作成を行う。	1式

重要度A種区間 作業必要路線一覧

別紙2

路線名	地中構造物区間(暗渠又はサイホン)	地表構造物区間(開水路)
右岸導水路(共用施設)	○	—
右岸導水路(専用施設)	—	—
新浜名幹線水路	—	—
浜名導水路	—	—
左岸導水路(共用施設)	○	—
寺谷幹線水路(共用施設)	○	—
寺谷幹線水路(専用施設)	—	—
社山幹線水路	—	—
向笠御厨幹線	—	—
浅羽管路	—	—
豊沢管路	—	—
磐田原管路	—	—

○…別紙1の作業対象となる路線

—…重要度Aとなる区間が無い

過年度業務における耐震性能照査状況と本業務の照査対象**別紙3**

施設名	構造	重要度	レベル1	レベル2
左岸導水路 (共用施設)	暗渠又は サイホン	A	済	再
右岸導水路 (共用施設)	暗渠又は サイホン	A	済	再
寺谷幹線水路 (共用施設)	暗渠又は サイホン	A	済	再

【契約対象】

再：過年度業務で耐震性能照査を実施したが、その際に使用した設計地震動が、
本年度業務で使用する設計地震動と異なるため、再照査が必要。契約対象。

【契約対象外】

済：耐震性能照査済のため、照査不要。契約対象外。

※ 過年度業務の耐震性能照査時使用した設計地震動

レベル1 地震動：土地改良事業設計指針 耐震設計による
レベル2 地震動：土地改良事業設計指針 耐震設計による

※ 本業務で使用する設計地震動

レベル1 地震動：土地改良事業設計指針 耐震設計による
レベル2 地震動：東海・東南海・南海連動型地震(3連動地震)